

基調
講演

1

摂津市における犯罪被害者支援の取り組み

演者 摂津市市長 森山 一正氏

(要旨) 2004年の就任以来、摂津市では、「感謝」「奉仕」「節約」「挨拶」「思いやり」の五つの心を大切にして、社会のルールを守れる人づくりを目指す「人間基礎教育」に重点を置いてきた。

同年施行の犯罪被害者等基本法を受けて、まず地元の警察署を中心とする犯罪被害者支援協議会をつくり、さらに民間の被害者団体や大阪被害者支援アドボカシーセンターからも参加を迎えて犯罪被害者支援検討協議会をつくり、情報交換や勉強をすすめた。また早くから水害対策として災害給付金制度を施行していたので、これを下敷きとして2008年に犯罪被害者等支援条例を制定した。この条例に基づき現在次の6つの支援施策を展

開している。

- 専門相談員を配置し、相談と情報を提供
- 見舞金の支給(遺族見舞金上限30万円、傷害見舞金上限10万円)
- 日常生活の支援(介護、家事、保育が必要になった場合にはホームヘルパーを派遣)
- 家賃等の補助(被害者等が新たな住居を必要とする場合に敷金(上限20万円)、家賃等(生活保護基準内、6ヶ月以内)を補助)
- 就業の支援(地域就労支援センターを通じた事業主の啓発、ハローワーク等関係機関との連携)
- 裁判参加旅費の補助(1人上限3万円)

